平成２４年（フ）第９６５号
広島市安佐北区口田南９丁目11番29号
債務者　問可　善江
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５５号
福岡市南区鶴田３丁目10番43―１号
債務者　深江　朱見（旧姓鹿児島）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６４号
熊本県宇城市松橋町松橋1520番地１
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
岩手県花巻市湯本第１地割163番地４　第２クリーンハウス101号、前住所岩手県花巻市若葉町１丁目９番３号
債務者　松本　欣子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第９４号
岩手県花巻市諏訪361番地４、前住所岩手県北上市村崎野14地割432番地51
債務者　三浦　信二
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２８号
秋田県能代市字鳳凰岱136番地36
債務者　山谷　淑子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第２９号
秋田県能代市字鳳凰岱136番地36
債務者　山谷　創太
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第３０号
秋田県鹿角市花輪字福士135番地
債務者　齊藤　　聡
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県館山市高井884番地の２
債務者　浅沼　次夫
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３２５号
山梨県甲斐市中下条365番地７
債務者　鈴木　靖子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
山梨県笛吹市石和町広瀬471番地１　カーサトキワ204
債務者　三島雄一郎
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
山梨県甲斐市竜王新町1336番地４　メゾンド赤坂102
債務者　越賀　咲絵
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８３６号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目４番１号
債務者　瀧井めぐみ（旧姓片平）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９０７号
大阪府東大阪市水走２丁目５―８―207号、住民票上の住所大阪市中央区島之内１丁目15番30号　大一ビル103
債務者　田中　洋之
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３２号
大阪府八尾市高安町北１丁目117番地の１　矢野ハイツＡ―203号
債務者　内田ヒロ子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３８号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―526号
債務者　岡本　一美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００３号
大阪市天王寺区大道１丁目２番28号　サンプラザ四天王寺501号
債務者　矢島孝太郎
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部